

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県立高等学校学則施行細則及び広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県立高等学校学則施行細則及び広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部を改正する告示

(広島県立高等学校学則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「五 誓約書(学則第十五条第三項及び第十六条)	様式第五号	を
「五の二 誓約書(学則第十五条第四項及び第十六条)	様式第五号の二	に改める。

別記様式第五号を別記様式第五号の二とし、別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

誓 約 書

生徒 氏名

上記の者の在学中における保護者として負うべき責任は、私が引き受けます。

平成 年 月 日

広島県立 高等学校長 氏 名様

保護者住 所
氏 名

④

生徒との続柄 (又は関係)

(広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部改正)

第二条 広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」を「第四十条」に改める。

附 則

この教育委員会教育長告示は、県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年広島県条例第十八号)の施行の日から施行する。